

医療費のお知らせ一括送付の終了

「医療費のお知らせ」の送付は令和7年度を最後に終了しました。
ご自身の医療費情報の確認については、マイナポータルを是非ご利用ください。

協会けんぽでは、「医療費のお知らせ」を毎年送付しておりましたが、マイナポータル等のデジタル化の進展に伴い、令和7年度の送付を最後に終了いたしました。

～ 国税庁からのお知らせ ～

「確定申告はご自宅からスマホとマイナンバーカードで e-Tax !

医療費控除の確定申告は、マイナポータル連携が便利です ! 」

- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、金額等を入力するだけで、自動計算で医療費控除を適用した申告書の作成・e-Tax による送信ができます。
- さらに、マイナポータル連携を利用すると、医療費情報を申告書に自動入力できます。
- e-Tax・マイナポータル連携に必要なもの
 - ・ マイナンバーカード読取対応の**スマホ**（又は IC カードリーダー）
 - ・ **マイナンバーカードとパスワード2つ**
 - ① 署名用電子証明書のパスワード（英数字 6 ～ 16 文字）
 - ② 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字 4 桁）
- **医療費控除をはじめとする確定申告に関する情報は国税庁ホームページの「確定申告特集」をご覧ください。**



確定申告書等作成コーナー
（申告書の作成はこちら）

**マイナンバーカードと電子証明書
の有効期限をご確認ください !**

※有効期限を過ぎた場合、e-Tax 手続
等のご利用ができませんので、お早
めに更新手続をお願いします。

※毎年 2 月 9 日以降、マイナポータル連携で、1 年間分の保険診療分の医療費の情報を取得できますが、はり・きゅう等の施術費用や整骨院・接骨院の柔道整復療養費など取得できない情報もあります。
※事前にマイナポータルで代理人の登録を行うことにより、申告に含めることが可能なご家族の医療費情報をマイナポータル連携で取得することができます。
※医療費控除の適用を受ける場合、支払った医療費から保険金等で補填される金額を差し引いて控除額を計算する必要がありますので、ご注意ください。